

あおいろ

2015 No.137
平成27年1月10日発行 1月号



〈発行・編集〉——— 公益社団法人 小田原青色申告会
〒250-0012 小田原市本町2-3-24 TEL 0465-24-2611



青色会館は、小田原市の津波避難ビルに指定されています。



睦月 (1月) むつき

新しい年の初め・お正月にあたって、親類や知人がなごやかな宴を催しながら寄り合って睦み合い、親交を深めることからつきました。また生月(うむつき)が転じたという説もあります。

【おうち歳時記】昔から、私たちの暮らしには感謝の気持ちを表す機会が至るところにあり、それが毎日のメリハリにもなっていました。感謝や祈りは年中行事として、当たり前にならなくなった。慌ただしい毎日でもそんなココロを忘れずに、もう一度取り入れてみましょう。

だるま市

1月2日さいたま市の氷川神社を皮切りに、4月頃まで全国各地の神社で開催。だるまは底が重いので、倒してもすぐ起きあがる。為「七転び八起き」に代表される不屈の精神を表す縁起物として飾られる。(※小田原の飯泉観音では12月17・18日、関東地方で一番早くだるま市が開かれる。)

小正月

元日から正月を大正月、1月15日を小正月と呼ぶ。正月中大忙しだった主婦が、やっと小休止。実家に帰る日を言い、餅花を飾り小豆粥を炊く習慣があった。昔の女性にとっては貴重な里帰りが出来る日で、女正月とも云う。

新春のお慶びを申し上げます

旧年中は大変お世話になりました
ありがとうございます
皆様のご健勝と事業のますますの
ご繁栄を心よりご祈念申し上げます
本年も青色申告会をよろしくお願い致します

平成二十七年 元旦

公益社団法人小田原青色申告会

会長 澤村恭正



平成27年度(公社)小田原青色申告会 スポーツ振興等事業の 助成希望団体募集

趣旨 ●小田原青色申告会が地域貢献事業の一環として、県西地域2市8町(小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町)で活動するスポーツ振興団体及び商業等振興団体等を応援する目的で助成金を交付します。

助成金対象先 ●県西地域2市8町で、概ね3年以上継続してアマチュアのスポーツ振興等の活動に取り組んでいる団体及びこれに準ずる団体で、参加人員が概ね300名以上見込まれる事業。●概ね10以上の事業者により組織された県西地域2市8町の経済活性化を目的とした商業等振興団体及びこれに準ずる団体で、参加人員が概ね約800名以上見込まれる事業。ただし、当該イベント開始から概ね5年以内の事業。

対象期間／平成28年3月末日までに実施される事業
申請期間／平成27年2月16日(月)～3月15日(日)まで
助成金額／1団体10万円以内(年間)
詳細や申請用紙(記入例つき)のお問い合わせは
管理課 0465-24-2613 担当 畠山まで



どなたでも
ご利用できます。

平成27年2月1日(日)

確定申告指導会場オープン!

事業・不動産・給与・年金所得者のための確定申告指導会場を、青色会館3階に開設いたします。

会場のご案内

これまで青色会館5階で開設していましたが、3階へ移動しました。綺麗にリフォームをして、会場も広くなりました。

場所／小田原市本町2-3-24 青色会館3階

*記帳処理利用者は、通常通り1階にて承ります

期間／平成27年2月1日(日)～3月16日(月)。

期間中は平日9時から16時まで、土・日・祭日・最終日は15時迄受付。

会場の特徴

◆決算書・収支内訳書の記入の仕方をご指導させていただきます。

◆白色申告から青色申告へのご希望も伺います。

※個人情報保護の観点から、確定申告書をお預かりしての税務署提出、及びe-Tax(電子申告・納税システム)での申告については会員限定とさせていただきます。

持参資料

◆事業主の方は、決算書(分かる範囲で記載してください)、源泉徴収簿、源泉所得税の納付済領収書。

◆各種控除証明書(国民健康保険、国民年金の支払をした旨を証する書類、生命保険、損害「地震」保険、小規模企業共済他)

◆医療費控除を受ける方は領収書(事前の集計をお願いします)

◆e-Taxでの申告をご希望される方は電子証明書の住基カードをお持ちください(前年e-Taxをご利用の方は、申告書の代わりに送付される申告情報のハガキも併せてお持ち下さい)

◆前年分決算書控・申告書控

◆印鑑(認印)

◆正会員(事業所得・不動産所得等)でe-Taxでの申告を希望される方に「予約の特典。正会員はご予約を！正会員へのサービス向上と

ご注意

◎公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には申告書の提出を要しないこととなりましたが、医療費控除など所得税の還付を受けるためには申告書の提出が必要となります。また、住民税の申告は別途必要となる場合がありますので、市や町にお問合せください。

◎税理士関与の方は税理士にご相談下さい。

次に「税務署」にて相談ください。

年末調整個別指導会開催

対象:専従者、従業員のいる方

平成27年1月6日(火)～20日(火)

会場/青色会館1階 時間/9時～16時

※但し、11日(日)・17日(土)は、9時～12時まで。10日(土)・12日(月)・18日(日)は休みとなります。

〔納期の特例を受けた人の源泉税の納付期限は1月20日(火)までです。〕

お持ちいただくもの———
1.源泉徴収簿(平成26年分)／従業員の生年月日、住所、扶養家族の氏名、生年月日、続柄を記入したもの
2.源泉納付書／税務署より11月中に送付済み
3.専従者、従業員の控除証明書／国民年金、健康保険、地震保険、生命保険、小規模企業共済
4.平成26年7月に納付した源泉納付領収書

お問い合わせ／事業課 0465-24-2614
※税理士関与の方は税理士にご相談ください。

- 株式の売却(特定口座以外)
 - 贈与税(現金以外)
 - 相続税
 - 土地・建物の売却
 - ゴルフ会員権等の売却
 - 住宅借入金
 - 特別控除の1年目
- 詳しくは、青色申告会事業課まで(直通)
0465-24-2614

申告会場ご利用
ワンポイントアドバイス。
指導会場オープン当初と毎週月・火曜は比較的混み合う傾向があります。

無料税金セミナー 住宅取得と税金還付

日時/平成27年1月17日(土)10時30分開始(約90分)
場所/青色会館5階大ホール 定員/60名(先着順)
講師/税理士(東京地方税理士会小田原支部)
申し込み/0465-24-2614(税金セミナー係)

平成25年中に新たに住宅ローンを利用してマイホームを新築・購入(中古住宅含む)・増改築をした場合、一定の要件を満たすことで、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

※駐車場は手狭なため、近隣の駐車場または公共交通機関をご利用ください。

